

おもいやりが行き交う岡山市へ

～めざそう！受動喫煙ゼロ都市へ～

たばこを吸わない人にとって、たばこの煙は不快なものです。思いやりの  で、心地よい岡山市をめざしましょう。

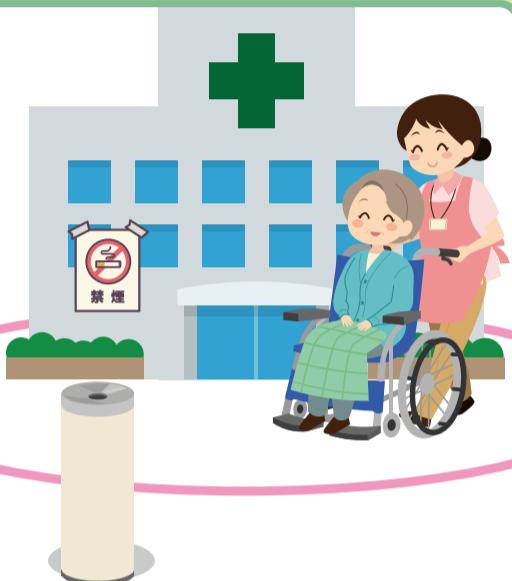
公園など子どもや人が多く集まる場所での喫煙はやめましょう



おもいやり=配慮義務
なんだね

原則敷地内禁煙の施設もあります

〔学校、病院、児童福祉施設、図書館、公民館、行政機関の庁舎、ふれあいセンター等〕



吸わない人への
配慮をお願いします

煙が流れてしまします
ベランダでの喫煙はやめましょう



加熱式たばこも
紙巻きたばこと同じたばこです



「何人も、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう
周囲の状況に配慮しなければならない(一部抜粋)」

改正健康増進法(2020年4月全面施行)第27条



お問い合わせ先 岡山市保健所健康づくり課健康増進係 ☎086-803-1263

厚生労働省
「なくそう！望まない受動喫煙」